

鹿児島県建築物中間検査マニュアル

平成29年8月16日 改定

鹿児島県土木部建築課

目 次

| | |
|-------------------------|-------------|
| I 中間検査制度の概要 | |
| はじめに | ・・・・・・・・ 1 |
| II 対象建築物、特定工程等 | |
| 1. 制度の概要 | ・・・・・・・・ 1 |
| 2. 中間検査を行う区域 | ・・・・・・・・ 2 |
| 3. 中間検査を行う建築物の構造・用途及び規模 | ・・・・・・・・ 2 |
| 4. 中間検査を行う期間 | ・・・・・・・・ 2 |
| 5. 特定工程 | ・・・・・・・・ 5 |
| 6. 特定工程後の工程 | ・・・・・・・・ 6 |
| 7. 適用の除外 | ・・・・・・・・ 6 |
| III 申請手続き | |
| 1. 手続きフロー | ・・・・・・・・ 7 |
| 2. 申請の前に | ・・・・・・・・ 8 |
| 3. 申請書及び添付書類 | ・・・・・・・・ 9 |
| 4. 手数料 | ・・・・・・・・ 9 |
| (1) 中間検査等手数料 | |
| (2) 対象床面積の算定方法 | |
| IV 検査実施要領 | |
| 1. 中間検査の方法 | ・・・・・・・・ 12 |
| 2. 中間検査の合否について | ・・・・・・・・ 13 |
| V 様式等 | |
| ・中間検査申請書 | ・・・・・・・・ 14 |
| ・中間検査手数料算定シート | ・・・・・・・・ 22 |
| ・中間検査チェックシート | ・・・・・・・・ 23 |
| VI その他 | |
| 窓口及び問合せ先 | ・・・・・・・・ 25 |

I 中間検査制度の概要

はじめに

平成7年1月発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等により多数の人命が奪われるなど、甚大な被害が発生しました。建築物の被害の要因として、工事監理が十分に行われていないこと等による施工の不備が報告されました。これを受け、平成10年に建築基準法（以下「法」という。）が改正され、工事監理の徹底と良好な施工を目的とする「中間検査制度」が創設されました。

また、平成17年に発生した構造計算書偽装問題では構造計算書の偽装だけでなく、施工の不備が報告されたことから、建築物の適格な施工への対策が必要となりました。

これらを受け、平成19年6月20日から、共同住宅の中間検査を行う特定工程などが、建築基準法施行令（以下「令」という。）第11条・第12条で規定されました。

また、鹿児島県では、平成19年、平成24年及び平成29年に共同住宅以外の特殊建築物の中間検査を行う特定工程を指定しています。

II 対象建築物、特定工程等

1. 制度の概要

法第7条の3に規定する中間検査制度は、特定工程における建築物の適法性及び工事監理の適格性をチェックするものです。

中間検査は、完了検査時に検査できない構造部材などを中心に、目視検査、計測検査、書類検査等を行います。

また、併せて工事監理者のヒアリングも行い、工事監理が適正に行われていることもチェックします。

中間検査に合格すると中間検査合格証が交付されますが、それが交付されない場合は、是正等が確認されるまで特定工程後の工程には着手できないこととなっています。

2. 中間検査を行う区域

中間検査制度は、鹿児島市の区域を除く県内全域で適用されます。

また、鹿屋市、薩摩川内市、霧島市（いずれも建築基準法第6条第1項第四号建築物に限る。）及び鹿児島市の特定行政庁においても特定工程を指定することがありますので、それぞれの建築確認担当部署へお問い合わせください。

3. 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

(1) 階数が3以上である共同住宅（法第7条の3）

(2) 鉄筋コンクリート造その他これに類する構造の建築物のうち、法別表第1(い)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途（共同住宅を除く。）に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が500平方メートルを超え、かつ、階数が3以上のもの

(平成29年県告示第849号)

新築・増築・改築について、当該部分が上記に該当すれば中間検査の対象となります。

【参考】法別表第一（抜粋）

| | (い) |
|-----|--|
| (1) | 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの |
| (2) | 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎その他これらに類するもので政令で定めるもの |
| (3) | 学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの |
| (4) | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの |

4. 中間検査を行う期間

中間検査を行う期間は、上記3(1)については無期限であり、(2)については、平成29年9月1日から平成34年8月31日までとなっています。

① 対象建築物の例（新築の場合）

延べ面積が500平方メートルを超える場合

Case 1（複合用途の場合）

| | |
|----|-----|
| 3F | 事務所 |
| 2F | 事務所 |
| 1F | 店舗 |

対象

店舗（中間検査対象用途）等の用途が3階にない場合も対象となる。

Case 2（混構造の場合）

| | |
|----|-----|
| 3F | S造 |
| 2F | S造 |
| 1F | RC造 |

要判断

特定工程（2階の床及び梁の配筋工事）がある場合は対象となる。
※特定工程・・・5ページ参照

Case 3（混構造の場合）

| | | |
|----|-------|----|
| 3F | Exp.J | S造 |
| 2F | RC造 | S造 |
| 1F | RC造 | S造 |

対象

新築する建物全体の規模が3階建てとなることから対象となる。

Case 4（地階がある場合）

| | | |
|----|-----|--------|
| 2F | [] | ← 特定工程 |
| 1F | | |
| BF | | |

対象

階数が3以上であり中間検査の対象となる。

Case 5（地階がある場合）

| | |
|-----|-----|
| 1F | [] |
| BF | |
| B2F | |

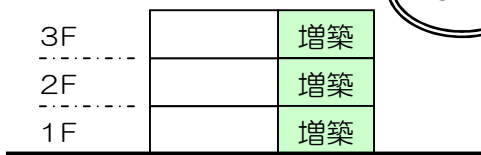
対象外

階数が3以上であるが特定工程が存在しないため対象外となる。

② 対象建築物の例（増築の場合）

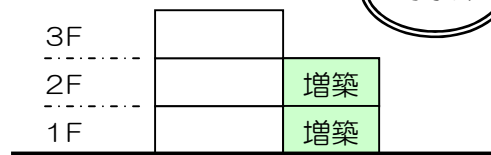
増築部分が500平方メートルを超える場合

Case 1（横増築）



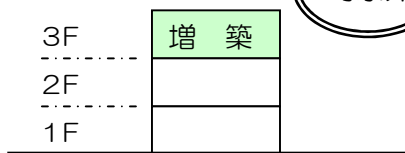
増築部分の階数が3以上であり対象となる。

Case 2（横増築）



増築部分の階数が2であるので対象外となる。

Case 3（縦増築）



増築部分の階数が1であるので対象外となる。

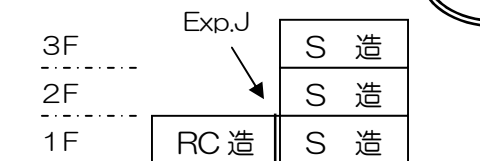
③ 対象建築物の例（その他）

判断案1（特殊建築物用途が小規模な場合）



店舗（中間検査対象用途）等の規模が100㎡に満たない場合でも対象となる。

判断案2（混構造の場合）



特定工程が存在しないため対象外となる。

（S造に特定工程が発生しない場合）

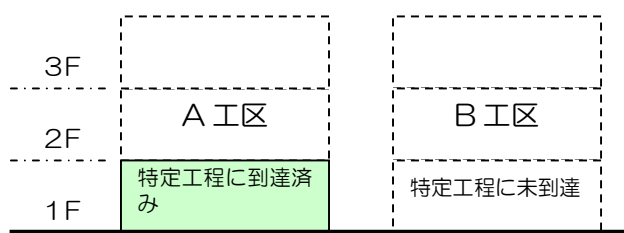
5. 特定工程

2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程

特定工程完了後、検査を受けることになります。検査に合格しなければ次の工程（5. 特定工程後の工程）に着手できません。

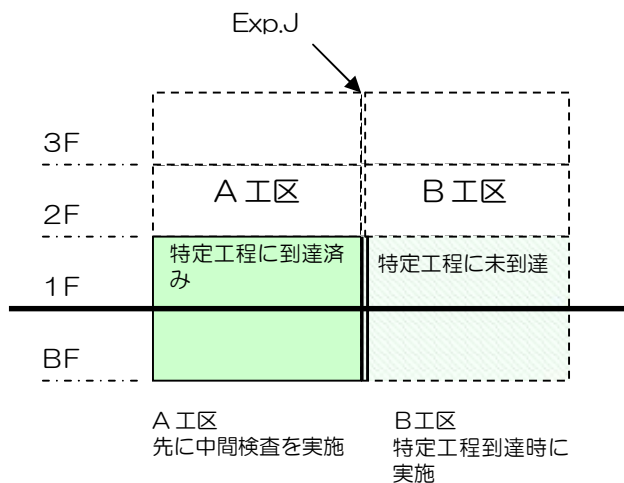
また、建築物が2以上ある場合で、それぞれの間検査時期が異なる場合、先に特定工程に達したA工区部分の間検査を行い、その後、B工区が特定工程に達したときにB工区部分の間検査を行うこととします。（1の建築物の工区を分けた場合も、同様の取り扱いができます。）

① 2以上の工程が存在する例（複数棟の場合）



申請が複数棟となる場合、同一棟の場合と同様に特定工程に到達する都度検査を行う。

② 2以上の工程が存在する例（同一棟の場合）



A工区が特定工程に到達したときに1回目の中間検査を行い、その後、B工区が特定工程に達したときに2回目の中間検査を行う。（特定工程に到達する時期が複数回にわたる場合、その都度検査を行う。）

6. 特定工程後の工程

2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程

※中間検査に合格しなければ、床・はり等のコンクリートの打設工事が行えません。

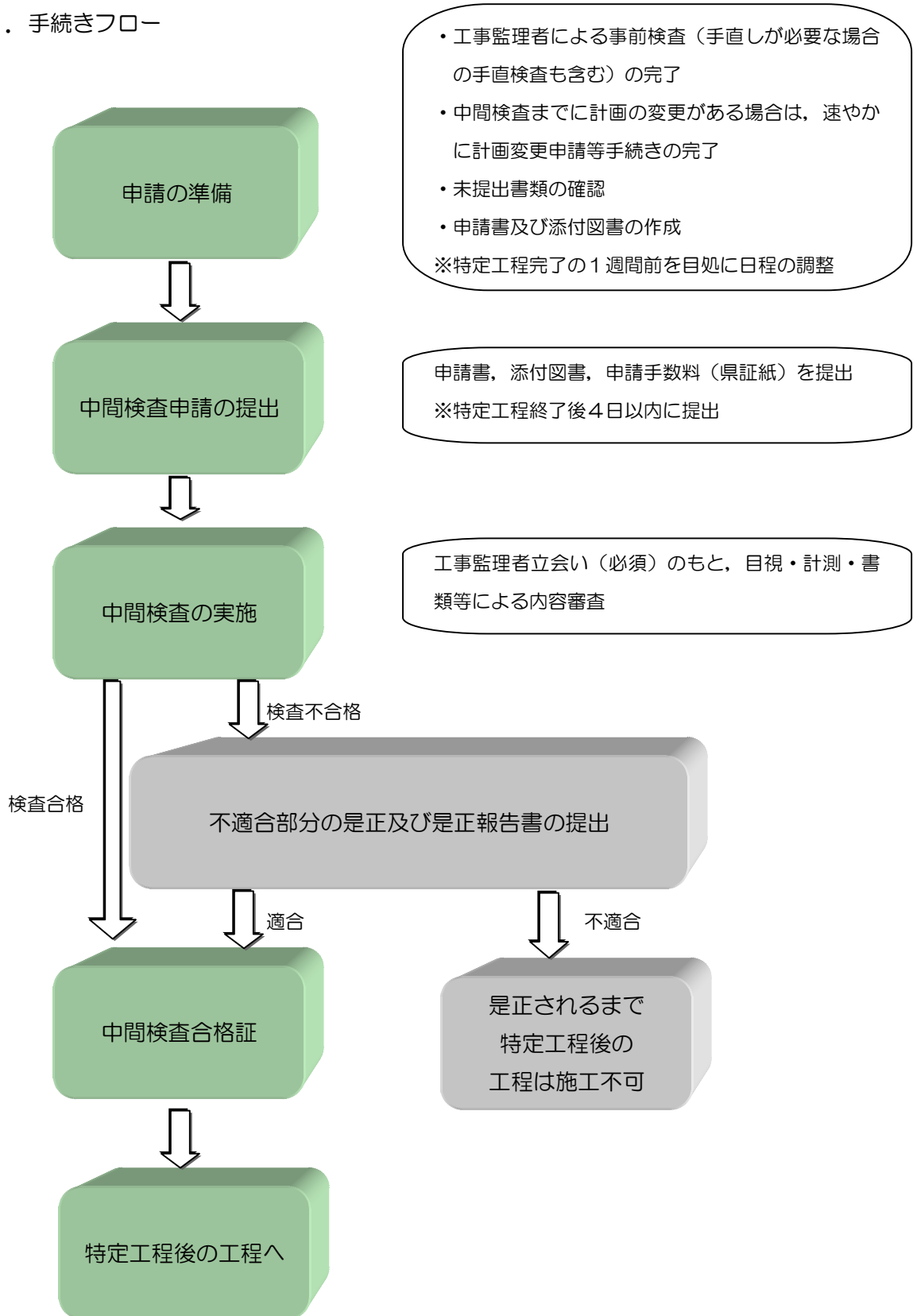
7. 適用の除外

次に掲げる建築物については、1～5の規定は、適用しない。

- (1) 平成 19 年8月9日以前に法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請又は法第 18 条第2項の規定に基づく通知がされた建築物
- (2) 法第 68 条の 20 の認証型式部材等である建築物
- (3) 法第 85 条の適用を受ける建築物

Ⅲ 申請手続き

1. 手続きフロー



2. 申請の前に

中間検査を申請する前に以下の項目についてご確認のうえ、必要な手続き等を行ってください。行われていない場合、中間検査を行うことができません。

(1) 工事監理者の選任が行われているか。

法第5条の4第2項の規定により、着工前に工事監理者を定めることとなっています。確認申請時に未定とされていた場合は、工事監理者を選任し速やかに工事監理者届を提出してください。

工事監理者が変更となった場合は、工事監理者変更届の提出が必要です。

(2) 施工状況報告書及び工事施工者届出が行われているか。

建築基準法施行細則第11条に基づく工程に達した時は、施工状況報告書の提出が必要です。

また、確認申請時に工事施工者が未定であった場合や申請以降に工事施工者が変更になった場合は、建築基準法施行細則第9条第3項に基づく工事監理者、工事施工者（変更）届出書の提出が必要です。

(3) 計画の変更が行われていないか。

直前の確認を受けた後に計画の変更がある場合、計画変更申請等の手続きが必要です。

中間検査では確認申請図書との照合を行いますので、変更等の手続きを速やかに行ってください。

(4) 事前に検査日程の調整が行われているか。

申請書提出は特定工程終了後4日以内となりますが、円滑な工程管理及び検査実施のために、特定工程終了前1週間を目処に検査日程の調整を行ってください。

(5) 工事監理者の監理がなされ、事前に必要な手直しが行われているか。

検査に合格しなければ、特定工程後の施工が行えないことから、工事の進捗に支障をきたします。

必ず工事監理者自ら事前に検査を行い、建築基準関係規定に適合していることを確認してください。適合しない箇所がある場合は、検査までに必ず手直しを完了させてください。

(6) 提出書類に不足はないか。

申請時の提出書類は、次の「3. 申請書の様式及び添付書類」を参照のうえ、不足や不備のないようご準備ください。不足や不備がある場合は、申請書を受理できないことがあります。

3. 申請書及び添付書類

提出書類一覧

全構造共通

| | 提出書類 | 備 考 |
|---|--------------|--|
| 1 | 中間検査申請書 | 建築基準法施行規則第 26 号様式 |
| 2 | 委任状 | 代理者によって申請を行う場合 |
| 3 | 施工状況報告書 | 鹿児島県建築基準法施行細則 11 号様式※1 |
| 4 | 工事監理者・工事施工者届 | 鹿児島県建築基準法施行細則 8 号様式 ※2 |
| 5 | 中間検査手数料算定シート | 建築物が 2 以上ある場合又は、1 の建築物で工区を分けた場合で、それぞれの間接検査時期が異なる場合のみ |

※1 鹿児島県建築基準法施行細則第 11 条（未提出の場合に限る）

※2 鹿児島県建築基準法施行細則第 9 条第 3 項（確認済証交付後に工事監理者・施工者を定めたとき、又は変更したときで、いずれも未提出の場合に限る）

4. 手数料

(1) 中間検査等手数料

① 中間検査手数料

中間検査手数料は中間検査を行う部分の床面積の合計に応じて次の表のとおりとなります。

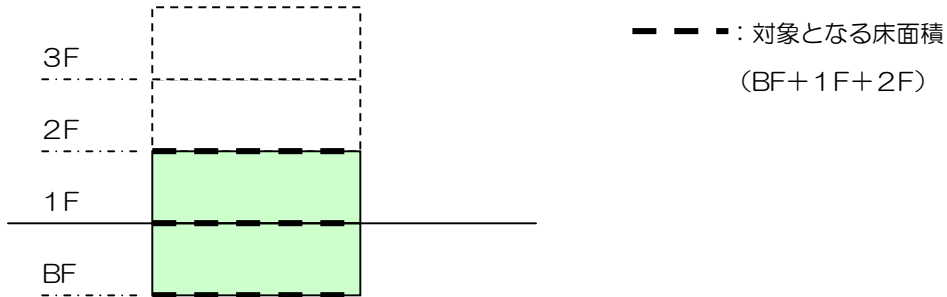
平成 29 年 4 月 1 日現在

| 中間検査を行う部分の床面積の合計 | 中間検査 | 完了検査（参考） | |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|
| | | 中間検査済 | 中間検査なし |
| 30 ㎡以内のもの | 13,000 円 | 13,000 円 | 14,000 円 |
| 30 ㎡を超え 100 ㎡以内のもの | 16,000 円 | 16,000 円 | 17,000 円 |
| 100 ㎡を超え 200 ㎡以内のもの | 22,000 円 | 22,000 円 | 23,000 円 |
| 200 ㎡を超え 500 ㎡以内のもの | 28,000 円 | 30,000 円 | 32,000 円 |
| 500 ㎡を超え 1,000 ㎡以内のもの | 49,000 円 | 52,000 円 | 53,000 円 |
| 1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの | 66,000 円 | 69,000 円 | 74,000 円 |
| 2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの | 147,000 円 | 161,000 円 | 178,000 円 |
| 10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの | 222,000 円 | 252,000 円 | 260,000 円 |
| 50,000 ㎡を超えるもの | 408,000 円 | 445,000 円 | 456,000 円 |

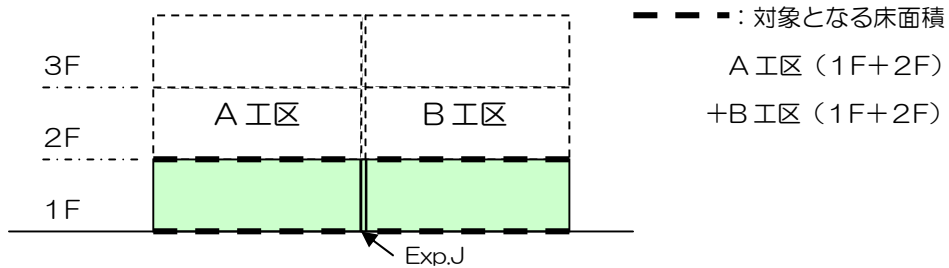
(2) 対象床面積の算定方法

対象床面積は、「中間検査を行う部分の床面積の合計」となります。

① 複数の工区が存在しない場合



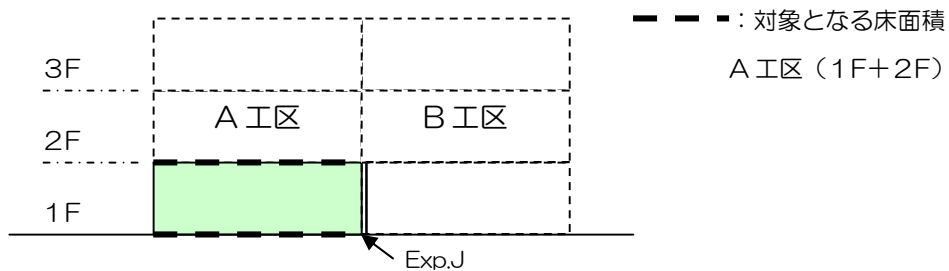
② 2以上の工程が存在し、同時に中間検査を行う場合



③ 2以上の工区が存在し、中間検査日が異なる場合

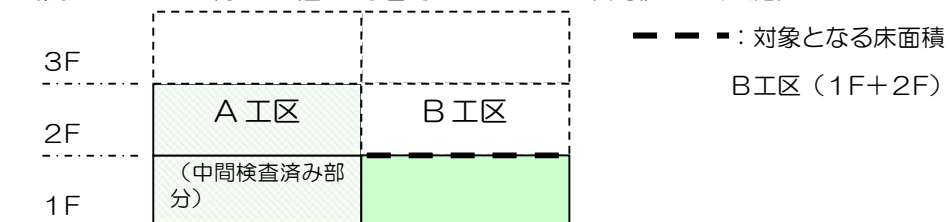
(1) 1回目の中間検査

(例：A工区は特定工程に到達済のA工区のみ中間検査を実施)



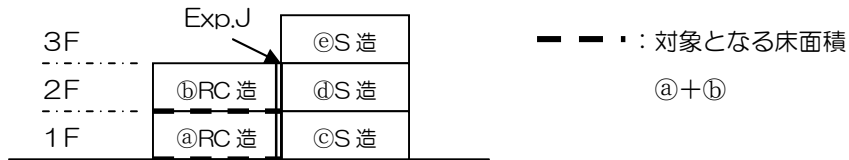
(2) 2回目の中間検査

(例：B工区が特定工程に到達時にB工区の間接検査を実施)



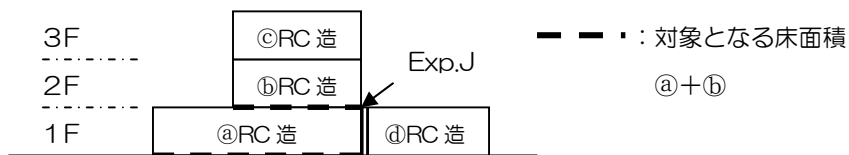
④ その他

Case 1 (混構造の場合)



(S造部分に特定工程が発生しない場合)

Case 2 (一の建築物で Exp.J にて構造を分離している場合)

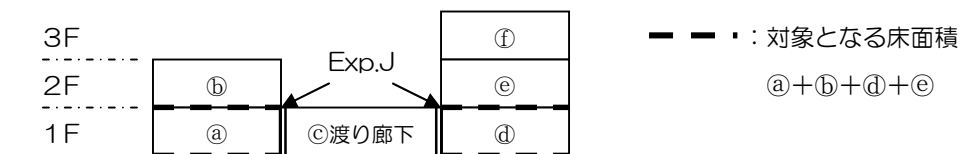


(④に特定工程が発生しないため床面積の対象としない)

(①のように2階がセットバックしていても構造上一体である

1階は全て床面積の対象となる)

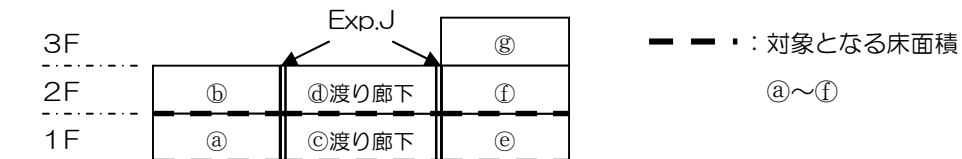
Case 3 (床面積の発生する渡り廊下等で接続している一の建築物の場合)



(③渡り廊下に特定工程が発生しないため

床面積の対象としない)

Case 4 (床面積の発生する渡り廊下等で接続している一の建築物の場合)



IV 検査実施要領

1. 中間検査の方法（「建築構造審査・検査要領」日本建築行政会議 編集 に準ずる。）

- (1) 中間検査は現場での検査とします。
- (2) 中間検査では、工事中の建築物が建築基準関係規定の全てに適合していることを検査します。
- (3) 中間検査は次の3つの方法で行います。
 - ① 目視検査：目視により施工状況や材料の表示等を検査します。
 - ② 計測検査：簡易な計測機器等を用いて検査します。
 - ③ 書類検査：①及び②の他に、工事監理の状況報告、各種工事施工計画報告書、各種工事施工結果報告書等を参照し、工事監理者等にヒアリング等を行います。

●必ず検査の際に次の書類は、現地に用意しておいてください。

（工事中の建築物に該当しないものは除く。）

・工程写真

＜配筋写真＞

基礎等がすでに施工済みで、中間検査時において配筋状況が確認できない場合は、それが確認できる工事途中の写真

- ・鉄筋製品検査成績書（ミルシート）
- ・コンクリート配合報告書
- ・コンクリート試験成績書報告書
- ・地盤調査報告書
- ・杭の施工結果報告書
- ・鉄筋ガス圧接試験成績表
- ・非破壊検査報告書
- ・鋼材製品検査成績表
- ・各種認定工法が確認できる書類
- ・各種工事施工計画報告書（法第12条第5項）
- ・各種工事施工結果報告書（法第12条第5項）

上記①～③により、総合的に合否を判定します。

- (4) 中間検査は、確認申請図書と施工現場との照合を基本とします。変更がある場合は、手続きを事前に行うことが必要です。

2. 中間検査の合否について

(1) 合格の場合

中間検査合格の旨を伝え、中間検査合格証を交付します。

(2) 指摘事項がある場合

指摘事項確認後、対応方法（是正方法、不足書類の確認等）を協議のうえ、速やかに対応状況を報告してください。なお、必要に応じて再検査を行う場合があります。また、対応が確認されるまで特定工程後の工程は施工できません。

V その他

窓口及び問合せ先

| | |
|-----------------------------|------------------|
| 鹿児島県土木部建築課計画指導係（階数が4以上の建築物） | TEL 099-286-3710 |
| 鹿児島地域振興局建設部土木建築課建築係 | TEL 099-805-7336 |
| 南薩地域振興局建設部土木建築課建築係 | TEL 0993-52-1395 |
| 北薩地域振興局建設部土木建築課建築係 | TEL 0996-25-5292 |
| 始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課建築係 | TEL 0995-63-8371 |
| 始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課伊佐市駐在 | TEL 0995-23-5155 |
| 大隅地域振興局建設部土木建築課建築係 | TEL 0994-52-2188 |
| 熊毛支庁建設部建設課建築係 | TEL 0997-22-1867 |
| 熊毛支庁屋久島事務所建設課河川港湾第二係 | TEL 0997-46-2213 |
| 大島支庁建設部建設課建築係 | TEL 0997-57-7344 |
| 大島支庁徳之島事務所建設課道路係 | TEL 0997-82-1251 |